

苫小牧工業高等専門学校事務組織規程

規則第76号

制 定 平成21年4月1日
一部改正 平成23年6月14日
一部改正 平成27年3月30日
一部改正 令和2年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校学則第11条に定める苫小牧工業高等専門学校事務部の組織について定めるものとする。

(事務部)

第2条 事務部に、次の課を置く。

総務課
学生課

(総務課)

第3条 総務課に、次の係を置く。

総務係
人事係
企画調査係
財務係
調達係
施設管理係

(学生課)

第4条 学生課に、次の係を置く。

教務係
学生係
寮務係
図書係

(事務部長)

第5条 事務部に、事務部長を置く。

2 事務部長は、校長の命を受け、事務部の事務を総括する。

(課長)

第6条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を総括する。

(課長補佐)

第7条 課に、課長補佐を置く。

2 課長補佐は、上司の命を受け、課長を補佐し、次項から第5項までに定めるところにより課の事務を掌理する。

3 総務課課長補佐（総務担当）は、次の係の事務を調整する。

総務係

人事係

企画調査係

4 総務課課長補佐（財務担当）は、次の係の事務を調整する。

財務係

調達係

施設管理係

5 学生課課長補佐は、次の係の事務を調整する。

教務係

学生係

寮務係

図書係

（専門員）

第8条 課に専門員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け、課に置く係の事務のうち、高度な専門的知識又は経験を必要とする事項を処理するとともに、専門的見地から課長を補佐する。

（専門職員）

第9条 課に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、課に置く係の事務のうち、専門的知識又は経験を必要とする事項を処理する。

（係長）

第10条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

（主任）

第11条 係に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、係長を補佐し、係の事務のうち、特定の事項を処理する。

（雑則）

第12条 この規程の運用に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 苫小牧工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規程（平成4年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。